

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成29年3月

1. 改正の趣旨

第190回国会において、国立大学法人法の一部を改正する法律（平成28年法律第38号。以下「改正法」という。）が成立したことに伴い、省令について所要の措置を講ずるもの。

また、附属学校の附属学部の名称変更や附属学校の廃止・新設のための所要の措置を講ずるもの。

2. 改正の内容

（1）国立大学法人法の一部改正関係

①指定国立大学法人関係

- ・指定国立大学法人が出資についての文部科学大臣の認可を受ける際の申請事項（第2条第4項）
- ・指定された際の公表方法と内容（第9条の5）

②資産の有効活用関係

- ・土地等の貸付けを行おうとするときに文部科学大臣の認可を受ける際の申請事項（第9条の2）
- ・余裕金の運用を行おうとするときに文部科学大臣の認定を受ける際の申請事項（第9条の3）
- ・運用することができる業務上の余裕金の要件（第9条の4）

（2）附属学校関係

- ・附属学校の学校種に義務教育学校を追加（第4条第1項関係）
- ・附属する学部の名称変更（横浜国立大学）及び附属小・中学校の廃止・附属義務教育学校の新設（福井大学、京都教育大学）に伴う改正（別表第二関係）

3. 施行期日

改正法の施行の日及び附属学校の附属学部の名称変更や附属学校の廃止・新設が行われる平成29年4月1日より施行する。